

令和6年度第21回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和7年3月26日（水）9：30～9：46
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
福本教育長
正司委員 山下委員 本田委員 吉井委員
- 4 欠席者 今井委員
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（福本教育長）

それでは、教育委員会会議を始めます。

本日は、今井委員が所用のため欠席されております。

本日は、議案9件、協議事項1件、報告事項2件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。議題のうち、教第57号議案、報告事項2については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。教第55号議案、教第56号議案については、同項第4号により、社会教育委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関する事。協議事項14、報告事項1については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（賛同）

（福本教育長）

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

教第49号議案 神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則について

（福本教育長）

教第49号議案、神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則について、事務局より説明をお願いします。

(吉田総務課長)

教第49号議案から、教第50号議案、教第51号議案にかけて、事務事業の見直しの一環としまして、教育委員会規則や訓令の整理を行っております。

まず、教第49号議案でございます。2ページの参考資料を御覧ください。公告式に関する規則は、教育委員会で規則等を定める際の公表の公告式を規定しているものになります。下の参考の枠囲みにありますとおり、神戸市公告式条例の第5条におきまして、本市各機関の定める規則及びその他の規定で公表を要するものに準用するとございます。教育委員会の定める規則、規定につきましても、この条例を準用できると述べています。教育委員会の規則もありますが、基本的には条例と同じ内容になっており、この条例を見ると準用可能と判断できますので、現在の教育委員会の公告式に関する規則については廃止したいと考えております。

(福本教育長)

本件について、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

では、御意見がないようでしたら採決を行います。教第49号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第50号議案 神戸市教育委員会公示令達取扱規則について

(福本教育長)

教第50号議案、神戸市教育委員会公示令達取扱規則について、事務局より説明をお願いします。

(吉田総務課長)

説明の前に1点、資料の誤りを訂正させていただきたいと思います。1ページの中ほどに、「神戸市教育委員会公示令達取扱規則（昭和25年8月教育委員会訓令甲第39号）」とありますが、訓令甲ではございません。規則ですので、正しくは「（昭和25年8月教育委員会規則第39号）」です。申し訳ございません。

3ページの参考資料を御覧ください。この規則は教育委員会の公示及び令達の種類や方

法を定めたものになります。

2 ページにお戻りいただきまして、枠囲みで記載しております神戸市公示令達規則を準用する形で、神戸市教育委員会の公示令達取扱規則が定められております。神戸市の公示令達規則が変わる度に教育委員会の規則も改定する必要があるがございますので、今回 1 ページにありますとおり、「教育委員会の公示及び令達については、神戸市公示令達規則を準用する」という 2 行の表現に全面的に改正したいと考えてございます。なお、現在第 3 条に市の規則にない規定がございますが、内容としては、公示文書を関係所属機関に配付し、要綱等に相当する内訓を必要とする所属機関又は公務員に交付するという当たり前の内容となっております、特に規則で定める必要もなく、市の規則にも記載がない内容です。

今回、「神戸市公示令達規則を準用する」という内容に全面的に改正することで、神戸市の公示令達規則に変更がありましても修正する必要はありませんので、事務手続面としても簡素化できると考えております。

(福本教育長)

本件について、御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようでしたら採決を行います。教第 50 号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第 51 号議案 神戸市立学校事務職員の任免、叙級、給与等に関する規程等を廃止する訓令について

(福本教育長)

教第 51 号議案、神戸市立学校事務職員の任免、叙級、給与等に関する規程等を廃止する訓令について、事務局より説明をお願いします。

(吉田総務課長)

本件は、教育委員会訓令の整備を行いまして、不要な訓令を廃止しようとするものでございます。3 ページの参考資料を御覧ください。まず、「神戸市立学校事務職員の任命、叙級、給与等に関する規程」と「神戸市立学校教職員及び事務職員の服務その他身分取扱

等に関する件」についてですが、これらは昭和23年に教育委員会法、今の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に相当するものでございますが、それと、昭和24年に教育公務員特例法が制定された際に、それ以前に職員だったものに対して適用する法律や身分等の取扱いを定めた訓令でございます。制定から75年以上経過しておりまして、必要性がないということで今回廃止したいと考えております。

次に、その下の「学童に付き添い旅行する場合の旅費取扱規程」等8件についてです。4ページの参考資料にあります「教育長に委任する事務等に関する規則」第2条におきまして、教育委員会の事務のうち、各号に記載されている重要なもの以外は教育長に委任されております。それらの事務に関する訓令は、教育長訓令で規定すべきところでございますが、現在教育委員会訓令で規定されております。記載しております「学童に付き添い旅行する場合の旅費取扱規程」、「神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程」、「神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程」、「係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱に関する規程」、「神戸市教育委員会職員証発行規程」、「神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程」、「神戸市教育委員会電子署名規程」、「神戸市教育委員会公文書管理規程」につきましては、教育長に委任される事務に関する規定と考えられますので、教育委員会訓令としては全て廃止したいと考えております。廃止された暁には、整備、修正等も加えた上で、教育長訓令として改めて制定したいと考えております。

(福本教育長)

この件について、御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは採決を行います。教第51号議案を承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第52号議案 神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

(福本教育長)

教第52号議案、神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(吉森教職員人事課課長)

1 ページに今回の改正のまとめを記載しております。

1. 概要ですが、組織改正等に伴い、必要な規則の改正を行うものでございます。

2. 改正する規則でございますが、下の表のとおり、①から⑪の規則を改正するものでございます。改正内容は右欄のとおりとなっておりますが、主に組織改正に伴う部の名称の削除、副局長の追加、学校教育課及び教科指導課の統合に伴う記載の変更となっております。

以下のページでは、内容について詳細を記載させていただいております。

(福本教育長)

この件について、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

では、御意見がないようでしたら採決を行います。教第52号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第53号議案 神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(福本教育長)

教第53号議案、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(川西健康教育課長)

本条例施行規則は、神戸市立の学校に配置している学校医等の公務上の災害に対する補償について定めたものになります。このたび、令和7年6月1日に施行される刑法等の一部を改正する法律による拘禁刑の創設に伴い、本条例施行規則第5条にて休業補償を行わない場合として列記している懲役、禁錮刑を拘禁刑に改正します。

具体的には、お手元の資料の1ページ、本条例施行規則改正の新旧対照表を御覧ください。右側が改正前の内容で、左側が改正後の案でございます。施行期日は改正刑法の施行

日と同じく、令和7年6月1日付となります。また、今回の改正は他の法令又は条例等の制定、改廃に伴い、当然必要とされる規定整理のため、神戸市行政手続条例第37条第5項第8号に該当することから、意見公募の手続は行わず、結果の公示のみ行います。

(福本教育長)

本件について、御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようでしたら採決を行います。教第53号議案を承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第54号議案 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

(福本教育長)

教第54号議案、神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(五島教職員給与課長)

神戸市の区域外の地域における、いわゆる被災地派遣業務に従事した職員に対して支給しております特殊勤務手当につきまして、支給要件並びに支給額等を国の同様の手当と同じ水準になるように改正するものでございます。

(福本教育長)

本件について、御質問等ございましたらお願いします。

(正司委員)

本件について異議はありません。能登に職員を派遣されていましたが、その後どのようなになっているのか分ければ教えてください。まだ継続的に珠洲市へ派遣されていますか。

(五島教職員給与課長)

能登派遣におきましては、学校園から当時10名が派遣され、この手当が支給されております。現在の情報につきましては、私も把握はしておりません。申し訳ございません。

(正司委員)

長期に渡って継続的に派遣されていたような話を聞いたように思います。突然の質問でしたので、またいつか教えていただければと思います。

(五島教職員給与課長)

少なくとも今現在、教員は能登半島の被災地に派遣されてはおりません。

(福本教育長)

ほかに質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

では、御意見がないようでしたら採決を行います。教第54号議案を承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

公開案件は以上となりますが、教育委員の皆様から、ほかに取り上げるべき事項等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会 9 時46分